

幼児教育・保育の無償化についてのご案内

○3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化されます。

○0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象

○幼稚園・認定こども園の教育利用については、満3歳児から対象

➡ 保育料の無償化にあたり、新たに手続きをしていただく必要はありません。

◆子どもが2人以上いる場合は、現行制度を継続し、保育所等に入所している最年長の子どもを第1子と数え、保育料を算定します。

※ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○1号認定（教育利用）で、**保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育利用料が、月額12,300円(※)まで無償化されます。**

※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は490円）

➡ 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※詳しくは裏面をご覧ください。

○3歳児から5歳児の給食費は、保護者にご負担いただきます。

◆主食（白ごはんなど）は、家から持参する園や施設にお支払いいただく園があります。

◆副食費（おかず）は、施設にお支払いいただきます。

◆0歳児から2歳児は、保育料に給食費が含まれます。

副食費徴収免除制度について

保育料の無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の徴収免除制度があります。

※主食費の免除制度はありません。免除対象者には、市から後日通知します。

【対象】

・年収360万円未満相当世帯の子ども

・第3子以降の子ども(※)

※教育利用：小学校3年生までの児童から数えて第3子以降

保育利用：就学前児童から数えて第3子以降



問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）

TEL: 0795-43-0546

(前年度から継続して在籍中の方も) **毎年申請が必要**です。

通常の教育利用＋預かり保育を利用される方へ

◆通常の教育利用に加えて預かり保育を利用する子どもは、『**保育の必要性の認定**』が必要です。これを「施設等利用給付2号認定（新2号認定）」といいます。

【必要書類】

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届
- ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）

施設等利用給費の支給方法

◆預かり保育の利用料はいったん施設にお支払いいただいた後、加東市から保護者へ限度額まで償還する「**償還払い**」により無償化を実施いたします。

◆認定された方には、後日請求方法などについてご案内いたします。

『保育の必要性の認定』とは

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。なお、保育を必要とする事由によって、認定期間は異なります。

【保育を必要とする主な事由】

- ①就労（1月あたり48時間以上の労働を常態）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業（就労時から既に保育を利用しており、継続利用が必要である場合）

認定申請手続き（必要書類の提出）について

【書類の配布方法】

- ・必要書類は、こども教育課（庁舎4階）で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードしていただけます。

【書類の提出について】

- ・必要書類をこども教育課に提出してください。

【提出期日について】

- ・認定希望月が4月の場合：**3月15日**（休日の場合は翌開庁日）
 - ・認定希望月が5月～3月の場合：**認定希望月の前月の20日**（休日の場合は翌開庁日）
- ※遅れた場合の遡及適用はありませんのでご注意ください。